

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次	ページ
規則	一

規 則

○県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則

(道路課) 一

県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十四号

県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県道の構造の技術的基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第百五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 疲労破壊輪数 舗装道において、舗装路面に四十九キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、舗装にひび割れが生じるまでに要する回数で、舗装を構成する層の数並びに各層の厚さ及び材質(以下「舗装構成」という。)が同一である区間ごとに定められるものをいう。

二 塑性変形輪数 舗装道において、舗装の表層の温度を六十度とし、舗装路面に四十九キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、当該舗装路面が下方に一ミリメートル変位するまでに要する回数で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。

三 平坦性 舗装道の車道(二以上の車線を有する道路にあっては、各車線。以下この号において同じ。)において、車道の中心線から一メートル離れた地点を結び、中心線に平行する二本の

線のいずれか一方の線(条例第三十六条の規定に基づき凸部が設置された路面上の区間に係るものを除く)上に延長一・五メートルにつき一箇所以上の割合で選定された任意の地点について、舗装路面と想定平坦舗装路面(路面を平坦となるよう補正した場合に想定される舗装路面をいう。)との高低差を測定することにより得られる、当該高低差のその平均値に対する標準偏差で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。

四 浸透水量 舗装道において、直径十五センチメートルの円形の舗装路面の路面下に十五秒間に浸透する水の量で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。

五 舗装計画交通量 舗装の設計の基礎とするために、道路の計画交通量及び二以上の車線を有する道路にあっては各車線の大型の自動車の交通の分布状況を勘案して定める大型の自動車の一車線当たりの日交通量をいう。

(車線により構成されない車道の部分)

第三条 条例第四条第一項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

一 交差点

二 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分

三 乗合自動車停車所及び非常駐車帯

四 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間

五 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

(舗装)

第四条 条例第二十七条第一項の規則で定める基準は、次条から第七条までに定めるところによる。

2 車道及び側帯の舗装については、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合における前項の基準は、同項に定めるもののほか、第八条に定めるところによる。

(疲労破壊輪数)

第五条 疲労破壊輪数は、舗装計画交通量に依り、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量(単位 一日につき台)	疲労破壊輪数(単位 十年につき回)
三、〇〇〇以上	三、五、〇〇〇、〇〇〇
一、〇〇〇以上三、〇〇〇未満	七、〇〇〇、〇〇〇
二五〇以上一、〇〇〇未満	一、〇〇〇、〇〇〇

一〇〇以上二五〇未満	一五〇、〇〇〇
一〇〇未満	三〇、〇〇〇

2 前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行つものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行つ測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第一項の基準に適合するところが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。
(塑性変形輪数)

第六条 塑性変形輪数は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	舗装計画交通量(単位 一日につき台)		塑性変形輪数(単位 ミリメートルにつき回)
	三、〇〇〇以上	三、〇〇〇未満	
第一種、第二種、第三種第二級及び第四種第一級	三、〇〇〇以上	一、五〇〇	三、〇〇〇
その他			五〇〇

2 前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行つものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行つ測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第一項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。
(平坦性)

第七条 平坦性は、二・四ミリメートル以下とするものとする。

2 前項の平坦性の測定は、実地に行つものとする。
(浸透水量)

第八条 浸透水量は、道路の区分に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	浸透水量(単位 十五秒につきミリリットル)
その他	三〇〇
第一種、第二種、第三種第一級及び第四種第一級	一、〇〇〇

2 前項の浸透水量の測定は、実地に行つものとする。

(交通安全施設)

第九条 条例第三十五条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 駒止め
- 二 道路標識
- 三 道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(防雪施設)

第十条 条例第三十九条第一項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 吹きだまり防止施設
- 二 なだれ防止施設

(道路標識の寸法)

第十一条 条例第四十七条に規定する道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

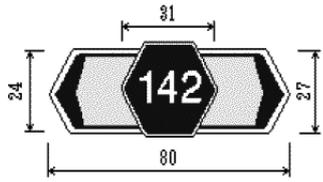
附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

- 一 案内標識

<p>1 今泉 2km Imaizumi (150×450)</p>	<p>(一〇九) 出口の予告</p>	<p>仙台 Sendai (180×210)</p>	<p>(一〇七・A) 方面及び車線</p>	<p>仙台松島道路 Sendai Matsu-shima EXPWY (120×120)</p>	<p>(一〇三・A) 入口の方向</p>
<p>2 出口 1km EXIT (270×350)</p>	<p>(一〇八・A) 方面及び出口の予告</p>	<p>本線 THRU TRAFFIC (140×250)</p>	<p>(一〇七・B) 方面及び車線</p>	<p>三陸道路 SANRIKU EXPWY 利府中 RIFUNAKA (120×120)</p>	<p>(一〇三・B) 入口の方向</p>
<p>4 利府中 Rifunaka 出口 400m EXIT (200×320)</p>	<p>(一〇八・B) 方面及び出口の予告</p>	<p>本線 THRU TRAFFIC (140×320)</p>	<p>(一〇八の二・D) 方面及び方向</p>	<p>三陸道路 SANRIKU EXPWY 入口 150m (120×120)</p>	<p>(一〇四) 入口の予告</p>
<p>2 仙台 長町 Sendai Nagamachi 出口 1km EXIT (245×350)</p>	<p>(一〇六・A) 方面、車線及び出口の予告</p>	<p>今泉 Imaizumi (120×200)</p>	<p>(一〇八の二・E) 方面及び方向</p>	<p>5 松島海岸 4km Matsushimakaiigan 6 松島大郷 8km Matsushima Osato 岩手 119 km Iwate 370 (370×2055)</p>	<p>(一〇六・B) 方面及び距離</p>

	<p>(一六の二・A) サービス・エリア</p>		<p>(B-111) 出口</p>		<p>方面、車線及び出口の予告 (一六の二・B)</p>
			<p>サービス・エリアの予告 (一六の二・A)</p>		<p>(一六の二・A) 方面及び出口</p>
	<p>(一六の二・B) サービス・エリア</p>				<p>(一六の二・B) 方面及び出口</p>
	<p>(一六の二・一) 非常電話</p>		<p>サービス・エリアの予告 (一六の二・B)</p>		<p>(一六の二・一) 出口</p>



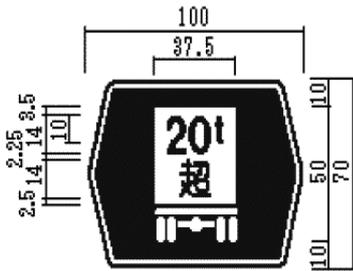
(一八の二・C)
都道府県道番号



(一七の二・A)
登坂車線



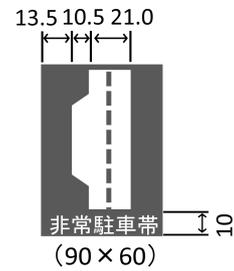
(一六の三)
待避所



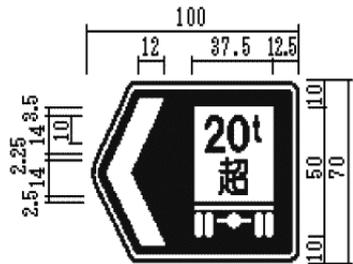
(一八の三・A)
総重量限度緩和指定道路



(一七の二・B)
登坂車線



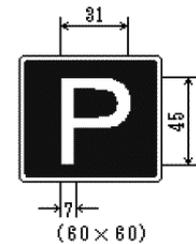
(一六の四)
非常駐車帯



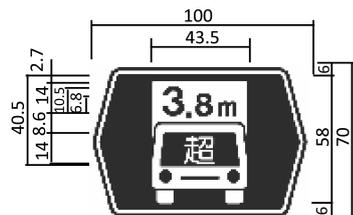
(一八の三・B)
総重量限度緩和指定道路



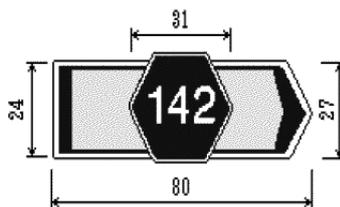
(一八の二・A)
都道府県道番号



(一七・A)
駐車場



(一八の四・A)
高さ限度緩和指定道路



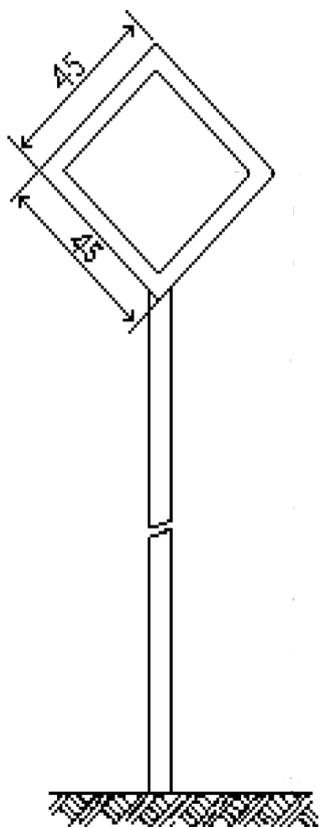
(一八の二・B)
都道府県道番号



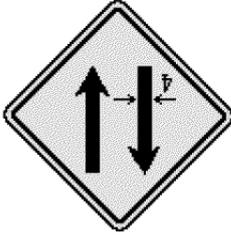
(一七・B)
駐車場

二
警戒標識

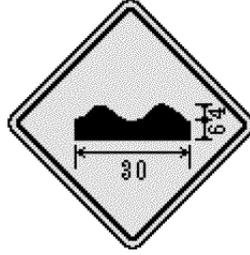
本標識板の規格



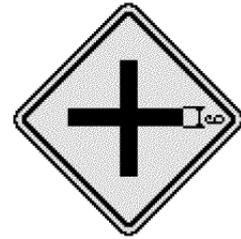
	<p>(一) 道路の 通称名</p>		<p>高さ 限度 緩和 指定 道路 (一) 八の 四・ B</p>
	<p>(一) 道路の 通称名</p>		<p>高さ 限度 緩和 指定 道路 (一) 八の 四・ C</p>
	<p>(一) 道路の 通称名</p>		<p>高さ 限度 緩和 指定 道路 (一) 八の 四・ D</p>
	<p>(一) まわり 道</p>		<p>道路の 通称名 (一) 九・ A</p>



(二二二) 二方向交通



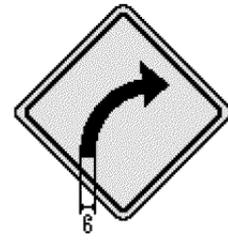
(二〇九) 路面凹凸あり



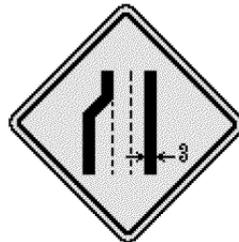
+ 形道路交差点あり
(二〇一・A)



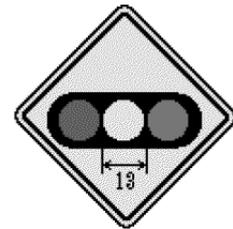
合流交通あり
(二二〇)



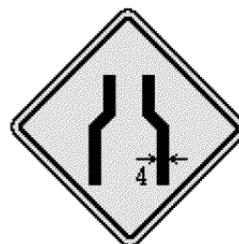
右(又は左)方屈曲あり
(二二二)



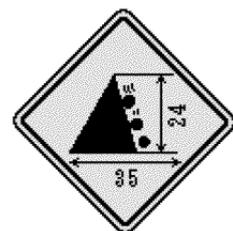
車線数減少
(二二一)



信号機あり
(二〇八)



幅員減少
(二二二)

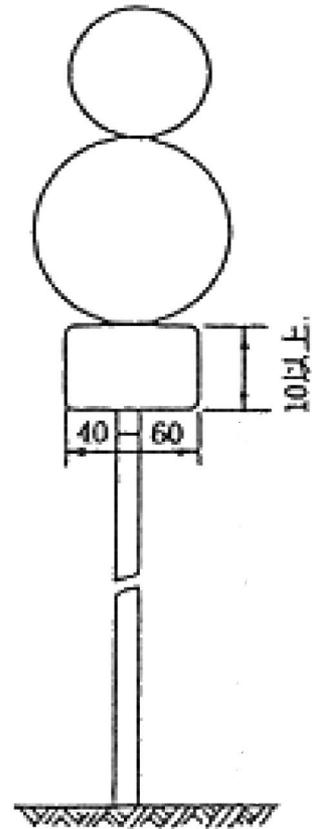


落石のおそれあり
(二〇九)

三 補助標識

補助標識板の規格

注意事項
(五二〇)



備考

- 一 本標識板（本標識の標示板をいう。以下同じ。）の寸法
イ 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（単位は、センチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
- ロ 自動車専用道路に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- ハ 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の三倍まで拡大することができる。
- ニ 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が六十キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合には図示の寸法の二倍まで、設計速度が百キロ

- メートル毎時の自動車専用道路に設置する場合には図示の寸法の二・五倍まで、それぞれ拡大することができる。
- ホ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合には、図示の横寸法を図示の寸法の二・五倍まで拡大することができる。
- ヘ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号（一一八の二・A）」、「総重量限度緩和指定道路（一一八の三・A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（一一八の四・A・B）」及び「まわり道（一一〇・A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合には図示の寸法（ホに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合には、当該拡大後の図示の寸法）の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

ト 自動車専用道路等以外の道路に設置する「登板車線」、「都道府県道番号(一一八の二・B・C)」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の一・五倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

チ 自動車専用道路等以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名(一一九・C)」を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。

二 本標識板に図示する文字等の大きさ等

イ 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

ロ 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(一一四・B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登板車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(一一八の四・A・B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その二分の一の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
七〇以上	三〇
四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	一〇

ハ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、ロの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。

ニ 「著名地点(一一四 B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートルを標準とする。

ホ 「市町村」、「都府県」並びに、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、

「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの一・七倍以下の大きさとする。

ヘ 自動車専用道路に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、經由路線を表す記号については日本字の大きさの一・六倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの〇・九倍以下の大きさとする。

ト 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の〇・七倍以下の大きさとする。

チ 緑、緑線及び区分線の大きさは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

緑は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(一一〇・B)」を表示するものについては九ミリメートル、「都道府県道番号(一一八の二・A)」、「総重量限度緩和指定道路(一一八の三・A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(一一八の四・A・B)」を表示するものについては十六ミリメートル、「登板車線」を表示するものについては十三ミリメートル、「都道府県道番号(一一八の二・B・C)」及び「道路の通称名」を表示するものについては八ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの二十分の一以上の太さとし、緑線及び区画線は、日本字の大きさの二十分の一以上の太さとする。

(2) 警戒標識

縁及び縁線は、十二ミリメートルとする。

三 補助標識板(補助標識の標示板をいう。)の寸法

イ 図示の寸法を基準とする。

ロ 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。